

# ひたちなか市議会経済建設委員会

令和8年3月25日（水） 午前9時58分開議

議事堂第3委員会室

## 【付議事件】

### 1 議案

- 議案第 40号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 48号 ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 49号 ひたちなか市営墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 53号 常磐線勝田・佐和間東石川こ線道路橋修繕工事委託事業に関する協定の一部を変更する協定締結について
- 議案第 57号 ひたちなか市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第 59号 市道路線の認定及び変更について

### 2 請願・陳情

- 請願第 26号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択について

---

### ○出席委員 8名

経済建設委員会	井坂章	委員長
	鎌田政人	副委員長
	井坂涼子	委員
	田中高司	委員
	大内健寿	委員
	鈴木道生	委員
	雨澤正	委員
	打越浩	委員

---

### ○欠席委員 0名

---

○委員外議員 1名 薄井宏安 議長

---

○説明のため出席した者

経済環境部	松本竜宝	経済環境部長
	丸岡貴典	商工振興課長
	内藤奈歩	商工振興課長補佐
	二川潤	商工振興課係長
	安祐朗	水産課長
	植野健一	環境政策課長
	小澤洋平	環境政策課長補佐兼係長
	天野海映	環境政策課主任
建設部	祖田章	建設部長
	原秀明	建設部技正兼道路管理課長
	秋田尚之	道路管理課技佐兼維持補修係長
	二川浩之	道路管理課管理係長
都市整備部	梅原忠	都市整備部長
	住谷真志	建築指導課長
	横須賀智志	建築指導課審査係長

---

○事務局職員出席者

議会事務局	海埜敏之	主幹
	折本光	主幹

# 経 済 建 設 委 員 会

令和8年3月25日（水）

茨城県ひたちなか市議会

午前9時58分 開会

○井坂（章）委員長 これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案6件、請願1件、以上7件です。

委員会の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に請願を審査したいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に、議案第40号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

Side Booksのホーム画面から、全議員共通、本会議、令和8年定例会、第1回3月定例会、議案、議案第40号の順にフォルダをお開きください。

提出者の説明を願います。梅原都市整備部長。着座で結構です。

○梅原都市整備部長 それでは着座で失礼いたします。議案第40号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案書6ページをお開きいただきまして、手数料条例別表第2新旧対照表です。

今回の改正は4点ございます。

1つ目は、既存の建築物への制限の緩和に関する改正です。手数料条例別表第2の第68項及び第69項において、建築基準法施行令の一部改正に伴い、条例において引用する同令の条項について移動が生じることから、引用する条項を改正しようとするものです。

2つ目は、任意の構造計算適合性判定に係る制度の見直しについての改正です。6ページから11ページにかけて、第81項、第82項、第84項、第85項、第89項及び第90項において、長期有料住宅や低炭素建築物等の新築等計画の認定申請と併せて行う建築確認申請に関する審査手数料について、構造計算適合性判定に要する建築物の場合に加算される手数料の額を見直す内容の改正を行おうとするものです。

3つ目は、建築物省エネ法の一部改正に伴う改正です。8ページの第84項及び10ページの第89項において、これまで非住宅にのみ課されていた建築物エネルギー消費性能適合業務が原則全ての建築物に課されるよう法改正が行われたことに伴い、省エネ判定基準の業務対象が拡大されることを踏まえ、所要の改正を行おうとするものです。

最後に4つ目は、9ページ下段の第86項、要除却認定マンションの特例許可申請の規定に関する改正です。まず、引用する法律の名称が「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に変更されることに伴い、条例において引用する同法の題名及び引用条項を変更するものです。また、耐震性不足などを理由にマンションの建て替えや更新を進める場合に、現行の特定行政庁による容積率の特例に加え、新たに特定行政庁による高さ制限の特例が追加されたことから、所要の改正を行おうとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第48号 ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第48号をお開きください。また、議案に係る補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 すみません、着座にて。

○井坂(章)委員長 着座で結構です。

○松本経済環境部長 それでは、議案第48号 ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今回資料をお二つご提供させていただきましたが、オレンジ色の帯の表紙のものがいわゆる食料システム法に関する改正概要の資料でございます。後ほどご覧いただければと存じます。この食料システム法につきましては、昨年来続いております米の高騰等の抑制を目的としてつくられたという性格が強いものだと思うんですけども、併せまして第1次産業で収穫できる農産物、畜産物、ひいては水産物まで可能性はございますが、こういったものが市場に出回る上で不利な条件で価格が設定されて供給されることがないように、価格の安定化を進めるための法律でございます。

この法律に関しまして、本市にございます市場取引の公の場である公設市場、ここで、この取決めの中にこの食料システム法の内容の一部を加えるという趣旨のものでございます。

議案資料の3ページに新旧対照表がございますが、この中に「食品等持続的供給法に係る事項の公表」ということでつらつらと条文が書いてありますが、分かりづらいものですので、その辺も含めまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

今回の条例改正の背景につきましては、国におきまして、主に農業を対象として、食品用の生産コストの増加や急速な円安の進行など事業環境が急激に変化している中で、食料の維持を持続的にするために、供給するための食料システムを実現するという目的で、昨年10月1日に食料システム法の一部が創設されました。実際の施行は今年、まもなく4月1日より施行になりますが、卸売市場における市場取引でのコストを考慮するために、一つは品目を指定するようになることになろうと思っております。米、野菜、牛乳、それから豆腐、納豆、こういったもの

が今、対象になるというふうに言われておりますが、これらについて一定量生産する上でこれだけのコストがかかるという指標を設定する作業が入ってまいります。この決められた指標に基づいて、コスト割れを起こさないように、適正に市場に出回る仕組みをつくりたいという趣旨のものでございます。

条例の改正につきましては、業務規定の追加としまして、地方卸売市場の設管条例に簡単に言えば3つを規定するものになります。1つは、指定する食料品、先ほど言いました米や野菜や豆腐、納豆とかというような品目に関するもの、それから費用に関する指標、これを市場に出回らせる上で生産コストの標準価格を設定すること、併せまして飲食料品事業者等の努力義務に関する措置の事項ということで、不当な取引とならないように生産者側からも異議申立てもしくは協議をする場を設定できるというようなものを新たに加えるという内容でございます。

概略については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第49号 ひたちなか市営墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第49号をお開きください。また、議案に係る補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 引き続き着座にて失礼いたします。

○井坂（章）委員長 着座で結構でございます。

○松本経済環境部長 それでは、議案第49号 ひたちなか市営墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の改正の趣旨につきましては、まず、市営墓地につきましては、墓地内の区画を購入した使用者の皆様で墓地全体の維持管理をしていくという受益者負担の観点に基づき、特別会計を採用してございます。墓地の共用部分の除草や樹木剪定、通路やそのほかの設備等の補修、そして全体の清掃作業などに充てるため、共益費として年間管理料をお預かりし、運用させていただいております。

しかしながら、急速に進展する少子高齢化や核家族化、家や家系に対する考え方の変化、コ

コロナ禍後の生活様式の変化といった様々な要因によりまして、近年はお墓を守る墓守、お墓の後継ぎがないことですか、高齢で遠方に在住するなどの理由で管理ができない、もしくはご本人自体が子孫に負担をかけたくない等との理由から、近年は樹木葬や合葬墓等が徐々に普及しているほか、現在のお墓を引き上げる墓じまいが急増し、結果として墓地使用者の減少、ひいては管理料の減少から、墓地の安定的な維持管理が難しくなっている状況でございます。

このことから、市営墓地の長期的かつ安定的な運営を図るために、今般、管理料や墓地購入要件の一部改正を行おうとするものでございます。

なお、昨日、3月24日付茨城新聞に掲載がございました市営墓地管理料値上げの内容につきましては、おおむね取材を受けた内容がそのまま記載されているものというふうに認識しているところでございます。

ご提出させていただきました資料をご覧くださいと存じますが、まず、墓地公園事業の現状としまして、市営墓地の概要については、たかのす、高野、堀口、磯崎の4つの公営墓地がございまして、区画数で5,400、使用している方が4,800、それに対して空き容量が600というような状況でございます。これらの利用状況は年々変動しておりまして、(2)にございます新規申込み及び返還状況でございますが、青い線が新規、オレンジ色が返還を表しておりますが、令和4年度中にいわゆる新規の区画購入者より墓じまいをされる方のほうが多くなっているという逆転現象が発生してございます。

3つ目の財政状況につきましては、先ほど申し上げました管理料で特別会計として運営をさせていただいている状況でございますが、グラフにいたしますと、収入に対しては年間管理料がオレンジ色の部分、永代使用料、一番最初にその墓地区画を購入するときにお納めいただく費用でございます。濃いオレンジが年間管理料というような内容でございます。一番上の大きい明るいオレンジ色は繰越金ということで、これまで購入された方からお預かりしている費用、そちらがどんどん減少している状況でございますが、これは墓地の利用者の減少に伴いまして、これを補填するために、これまでの繰越金を、貯金を崩しながら運営をしてまいったという状況でございます。

収支の推移につきましては、その下のグラフにございまして令和6年が損益分岐点になりまして、令和7年度はオレンジ色が大きく下回っている状況ということで、収入割れしているという状況でございます。

使用料及び還付金の推移についてはご覧のとおりでございます。青が使用料ということで、初期の使用料で、オレンジ色が還付金ということになっております。墓じまいをなさった方に対しましては、当初お納めいただきました使用料というものをお返しの仕組みに現在なっているということで、1件につき大幅な金額がこの時点で動くというような状況でございました。

では、客観的に私どものひたちなか市がどのような状況にあるかというものを他市町村と比べた棒グラフが、その次のページの上段にあるものでございます。ちょっと見づらいですけども、年度ごとに4年度から7年度までございまして、大きく1つの年度の左半分が新規で入られる方、それから右半分が返還ということになりますので、全体を見るとちょっと分かりづら

いんですが、一本一本のグラフで見させていただきますと、例えば水戸市でしたら一番端の水色の棒グラフが、新規がこれだけ、返還がこれだけというような推移のものを年度ごとに追っていただきますと、凸凹はありますが、やはり返還をする、それから新規の購入者も減っているような状況が読み取れるような内容になってございます。

併せまして維持管理費の増加につきましては、ウクライナ情勢や現在の原油の価格高騰等も今後大きく響いてまいらると思うんですけれども、維持管理の内訳につきましては、除草や清掃、樹木剪定などがございます。墓地に関してつらいところは、皆様の仏様の住まいである墓地というところは、管理をないがしろにできないという性質がございまして。草を生やして野放しにするということができない、新たに購入する方が物件を見に来たときに、荒れたお墓では任せられないというふうになってしまうので、使わない区画も配慮しながら景観の維持に努めていかなければならないという性質がございまして。そのような中で、現在は実際に環境政策課の職員が直営で除草作業を行ったり修繕作業を行うなどしてやりくりをしながら、併せて大規模なものに関しては造園業者などを頼んで樹木剪定とか清掃などの維持管理をしている状況にございます。

次のページの条例改正の考え方につきましては、資料のほうの数字が間違っておりますので、この場で訂正をさせていただきます。申し訳ございません。市外在住者の料金案というところでございますが、上から36万円、43万2,000円と書いてあるところが、60万円の72万円というような数字になりまして、これらについては改めて資料を委員会のほうに提出させていただいて訂正をかけたいと思います。この場では音声でのみ申し上げますので、音の中で把握していただければと存じます。高野墓地につきましては、33万円と書かれているところが55万円でございます。市外在住のところは39万6,000円のところが66万円です。それから、高野墓地の下段22万2,000円のところが37万円になります。そして、その次の26万6,400円が44万4,000円。堀口墓地については、16万8,000円が28万円。その右隣20万1,600円が33万6,000円。中段の12万6,000円が21万円。その右15万1,200円のところが25万2,000円です。その下、堀口墓地の一番最後9万円が15万円。そして、その右10万8,000円が18万円。磯崎墓地の11万4,000円が19万円。その右13万6,800円が22万8,000円というような割合でございまして。資料に不備がございましたことを深くおわび申し上げます。

墓地に関して金額が低廉であることが一つ大きな要因であることは確かでございますが、墓地全体を維持管理していく上で、使用者の方からのお預り金で運営していくという受益者負担方式でございますので、なるべく低廉でなくてはなりませんけれども、維持管理ができるだけの費用、コストを勘案した価格でないとそれが成立しないということで、価格の設定を引き上げたいと考えているところでございます。

それ以外には、市内に住所をお持ちの方がこれまで使用できるとさせていただいていたところを、今後は市外に住所を有する方、実家はここにあるけれども家族は市外にお住まいになっていらっしゃる方もいると思います。そういった方が市内の墓地をご利用になる機会にも対応

できるようにといった形で、市外の居住者の方に対しても、ここに縁のない方でもご利用になれるというふうに今回させていただきますが、差別化を図るために使用料は1.2倍ほど差額を設けるといような形でございます。実際の事例としましては、括弧書きにございますけれども、東海村で村以外の割合が51.9%、うち32.5%がひたちなか市民ということで、ひたちなか市の方が利用されている理由は様々あると思います。条件的に、お住まいに近いようなところ、交通の便も含めて遺族の方からの交通アクセスがいいというような理由もあったり、単純に私どもの墓地よりも魅力を感じてそちらに移った方もいらっしゃるかと思いますけども、このように選択肢を私どもの公営墓地に関しても増やすことが重要と考えまして、拡大するというようなものでございます。

またあわせて、返還の抑制としまして、墓じまいに関しての使用権の継承を可能にするということを条例の上で明確にしまして、これにより一定程度墓じまいを抑制することにつながればというふうに考えております。管理料の未納や一番コストがかかるのが無縁墓地化した場合には、これは公的な費用で原状回復をしなければならないというふうになりますので、これを避けるために条例の改正を行おうと考えております。

また、手数料としましては、墓地使用許可証に関しての手数料を若干改定させていただきたいと考えております。

長くなりましたが、今回の一部改正に関しての、条例改正に関する説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 ご説明ありがとうございます。今回、維持管理費の大幅な値上げですね、ありました。それで一番懸念するといいますか心配している点が、今ご説明にあったとおり、新規と返還数ですね。今後、高齢化が進む中、また、少子化が進む中、この開きがどんどん大きくなって、返還数も多くなる。それで維持管理が難しくなってくる。さらなる管理費の値上げとか、そういった現状になってくる可能性も十分あります。その点はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○井坂（章）委員長 植野環境政策課長。

○植野環境政策課長 ご心配されている点についてなんですけれども、今回の改正については、現状、本当に穴が開いているところをまず塞ぐという観点で対応したというふうにご理解いただければなと思っています。次に、予算委員会等でもご質問がありましたけども、今後、市営墓地の在り方についても早急に検討してまいりまして、ご心配の点を少しでも解消して、市営墓地について継続して運営していければというふうに考えているところです。

○井坂（章）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 やはり私も心配しているというのはそこです。やはりこの市営墓地の維持管理ですよね。たかのす霊園を例に取りますと、第5期、第6期とどんどん行政としては広げていったんですよね。私は一度、たかのす霊園を広げる際に、今後やっぱり少子化、高齢化が十分懸念されていたときだったので、あまりにも大きい墓地公園になったときに、あまりに

も廃墟というようなお墓のお墓みたいな形になったときに、あの地域が本当に見た目からしてよくないだろうという心配があったんです。やはり今そういう方向に、使用料がどんどん増えていけば、やはり墓じまいする方も増えてきますし、今あるたかのす霊園をどのように維持管理していくのか。公的資金を注入していかなくちゃいけないとかという状況にもなってきてしまうと思うんですね。その点を十分心配しているんですが、その点どうお考えになっていますかね。やっぱり最終的にはお墓の維持管理、見た目からしてもですね、その点からご答弁いただけないでしょうか。

○井坂（章）委員長 植野環境政策課長。

○植野環境政策課長 まず、今回条例で提案申し上げている市外居住者に対しても使用を認めるという方向で、まずはある一定程度の区画の使用者を増やすという部分でカバーする方向を考えているところです。

次に、財政的な一つの目安なんですけれども、たかのす霊園の造成に関する起債の償還なんですけど、これは令和14年度で終わりを迎えます。一つの財政のポイントとしては、令和14年度前にある一定程度の道筋を整えるという目標を現時点では立てているところになります。

○井坂（章）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 これは要望になりますが、本当にたかのす霊園だけではないと思いますが、たかのす霊園は規模的にも今大きくなっていますよね。それをやっぱり美しい墓地公園としてきちんとして維持管理をしていくというのを要望を含めてお願いしますので、よろしくご願ひ申し上げます。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第53号 常磐線勝田・佐和間東石川こ線道路橋修繕工事委託事業に関する協定の一部を変更する協定締結について議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第53号をお開きください。

提出者の説明を願います。祖田建設部長。

○祖田建設部長 それでは、議案第53号 常磐線勝田・佐和間東石川こ線道路橋修繕工事委託事業に関する協定の一部を……

○井坂（章）委員長 着座で結構ですので、どうぞ。

○祖田建設部長 すみません，着座にて失礼いたします。協定の一部を変更する協定締結についてご説明いたします。議案書のほかに参考資料が添付されてございますので，そちらもご参照いただきたいと思います。

議案第53号の常磐線勝田・佐和間東石川こ線道路橋修繕工事委託事業につきましては，令和4年6月の定例会で議決をいただき，その後，東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）の水戸支社と，令和4年6月16日から令和8年度末の令和9年3月31日までの約5か年にわたる施行協定を締結いたしました。

これまでJRで工事を進めてまいりましたが，このたび施行協定に基づく全ての工事が完了し，委託費用の額が確定したことから，協定の金額を改める変更協定を締結しようとするものであります。

主な削減の理由といたしましては，参考資料に記載されておりますが，参考資料の2番の協定金額の内訳のところがございます。JRでの鉄道の軌道敷上の工事になりますと，終電から始発までの時間のうち，線路の点検等でJRが必要な時間を除きますと，工事のできる，許される時間というのが，当初の見込みでは約1日当たり90分，毎日ではなくて1週間に2回というのが当初の見込みでありましたが，JRのほうで調整をいただいて，その工事期間が最大で週4回，1日当たり当初の90分から240分まで拡大して確保できましたことから，約1年間の工期が短縮できたものでございます。当初約5年の協定を結んでおりましたが，1年早く今年度の約4年で終了したことになります。結果としまして，その工事期間の保安費等が削減できましたので，今回4,063万21円が減額となるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め，質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め，討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め，本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に，議案第57号 ひたちなか市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき，議案第57号をお開きください。

提出者の説明を願います。松本経済環境部長。着座で結構です。

○松本経済環境部長 着座で失礼します。それでは，議案第57号 ひたちなか市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

勤労者総合福祉センター，通称ワークプラザ勝田につきましては，平成18年4月に指定管理者制度を導入し，以降5年ごとに指定管理者の指定を行ってまいりました。現在の指定管理者である公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社につきましては，令和8年3月31日をもって指定期間が満了となりますことから，令和8年4月1日以降5年間の指定管理者について指定をしようとするものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては，昨年8月に有識者を含めた指定管理予定者選定委員会を設置し，募集要項及び仕様書の内容を定めた上で指定管理予定者の公募を行いました。結果，応募があったのはこれまで同施設の管理運営を行っております公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社1法人でございました。同年10月に開催した選定委員会におきまして，当該法人が指定管理者として適切であるかについて審査を行った結果，管理運営体制や実績等を踏まえ妥当との判断を受けたところでございます。

したがって，本議案につきましては，令和8年4月1日から令和13年3月31日までの指定管理者として，改めて公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社を指定しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め，質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め，討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め，本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に，議案第59号 市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき，議案第59号をお開きください。

提出者の説明を願います。祖田建設部長。着座で結構です。

○祖田建設部長 それでは着座にて失礼いたします。議案第59号 市道路線の認定及び変更についてご説明申し上げます。

議案書が1から3ページまでございまして，そのほかに参考資料が添付してございます。参考資料につきましては位置図等路線の分かりやすい図面が添付してございますので，併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは，議案書第2ページと3ページの表と併せて，参考資料の図面をご参照願います。

新規認定の，議案書2ページになりますが，ナンバー1からナンバー4につきましては，開発事業者による宅地分譲に合わせて造られた道路が完了後に市に帰属されたことから，新たに

認定しようとするものであります。それでは、各路線ごとにご説明いたします。

ナンバー1の佐野地区695号線につきましては、参考資料は1から3ページになります。戸田工業株式会社による開発行為で築造された道路であり、幅員6メートル、延長88.56メートルが市に帰属となったものでございます。

次に、ナンバー2、足崎・長砂地区338号線につきましては、参考資料は4ページから6ページになります。つばさハウジング株式会社による開発行為で築造された道路であり、幅員が6メートル、延長85.76メートルが市に帰属されたものであります。

続きまして、ナンバー3、足崎・長砂地区339号線ですが、参考資料は7ページから9ページになります。こちらは株式会社アーバンハウジングによる開発行為で造られた道路でございまして、幅員6メートル、延長86.3メートルが市に帰属されたものでございます。

次に、ナンバー4、中央地区852号線です。参考資料は10ページから12ページになります。こちらは株式会社日立プロパティアンドサービスによる開発行為で造られた道路であり、幅員が6メートル、延長97メートルが市に帰属されたものとなっております。

以上4路線が開発行為によるものでございます。

続きまして、ナンバー5の勝倉・三反田地区535号線につきましては、議案書3ページの市道の変更の路線の勝倉・三反田地区380号線と隣接する路線となっておりますので、併せてご説明申し上げます。参考資料は13ページと14ページになります。勝倉・三反田地区380号線と535号線につきましては、現在認定されている道路の位置と現況道路の形状とが合わないところがございます。その解消を目的に新たに認定する路線が535号線であります。それと合わせまして変更する路線が380号線となっているものであります。

最後に新規認定のナンバー6になりますが、湊中部地区646号線につきましては、参考資料は15ページ、16ページになります。こちらは、県道那珂湊大洗線のバイパスでもあります和田町常陸海浜公園線が既に開通しておりますが、開通後、新しい道路が開通したことで、旧道の移管の協議を道路管理者であります常陸大宮土木事務所のほうと移管の協議を進めてきたものでございまして、その旧道の一部区間を県から移管を受けるために、まず先に道路法の位置づけが必要となることから、市道として認定をするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定

しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。

今回新たに付託されました請願第26号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択についてを議題といたします。

Side Booksのホーム画面に戻っていただき、全議員共通、常任委員会、経済建設委員会、令和7年度、令和8年3月25日、配付資料、請願第26号の順にお開きください。

なお、これより事務局から請願書を朗読させますが、請願の記載事項のうち個人が特定できる情報については朗読しない取扱いになっておりますので、あらかじめご承知おき願います。また、このような取扱いとなっておりますので、委員及び執行部におかれましては、発言する際には十分にご注意くださいますよう、委員会運営にご協力願います。

それでは、事務局から朗読願います。折本主幹。

(事務局朗読)

○井坂(章)委員長 ご苦労さまでした。これに関して、何かご意見がありましたら伺いたいと思います。採択、不採択、あるいは継続、この3つの選択をしなくてはなりませんので、それぞれご意見等を賜りたいなと思っておりますが、いかがですか。鎌田委員。

○鎌田委員 本請願に対する意見を述べさせていただきます。

今回の請願、最低賃金の大幅引上げと中小企業支援策の拡充を求めるという請願ですけども、茨城県最低賃金は茨城地方最低賃金審議会という機関で公労使の3者が審議をして決めていると認識しております。状況として言えば、やはり最低賃金を適正な形で引き上げるためには、使用者側の支払い能力も伴う必要があって、単純に引き上げればいいというものではないということ、また、法整備や雇用条件改善など総合的な視点で是正に向けた取組が必要だと思えます。さらには男女間賃金格差の是正についても、これは男女共に働きやすい環境を整備することも含めて、年間総労働時間の縮減と働き方改革の両面で取り組む必要があるなど、様々な要素があって、この最低賃金が決められていると思えます。

それが、冒頭申し上げたように、茨城県では茨城地方最低賃金審議会で公労使の3者が適切なデータに基づいて議論を尽くして最低賃金が決定されているということからすれば、この機関の議論を尊重すべきであって、ひたちなか市議会から政府に意見書を提出するべきではないというふうに考えます。

よって、この請願は不採択とすべきだと思います。以上です。

○井坂(章)委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今回の請願については、趣旨といたしますか、私も実質賃金の低下に伴ってやはり生活感は苦しいということで、非正規の方の賃上げというのは、生活感の改善には待ったなしの政治課題だとは理解しております。しかし一方で、やはり私は3点、今回賛同できない部分があるなというふうに考えています。

1つは、やはり中小企業の経営への配慮を欠いた急激なコスト増というのはなかなか難しい

のではないかなと。先ほどの最低賃金1,500円以上というのは今から40%ぐらい賃金を上げることになりますので、これはやはり40%上げるというのは簡単なことではないと私は考えております。これはコストプッシュのインフレという状況の中では企業も同様の状況ですので、これはやはり本来はもう少し劇的な上昇というのは難しい、強制するのは難しいだろうというのが1点目。

2点目が、政策の順番というのがあるかなと思ってまして、これはやはり企業が価格転嫁を行って、それを原資として賃金を上げるというのが経済の基本だと考えています。こうした点を考えれば、環境整備をした上で1,500円という目標を追っかけないといけないだろうと。この順番はやっぱり考えなきゃいけないと。

最後に、非正規で働く方々の状況は、やはりそういった年収の壁などの要件があっても、賃金が上がったからといってその分だけ長く働いてくれるかということとまた別ですので、こうした先に優先順位としてやらなきゃいけないことを政治課題としてやっていかなければ、最低賃金だけ上げれば総収入が増えるのかということとはまた別になるのかなというふうに考えております。

以上3点を考えると、私としては、生活感が苦しい中ではその気持ちはよく分かりますが、今回の内容についてはやはり難しいのかなというふうに考えております。以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前10時57分 再開

○井坂（章）委員長 再開します。

これより討論を行います。討論ありませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 この請願の不採択という立場で討論させていただきます。

茨城県の最低賃金は、先ほどの意見、要望の中でも申し上げましたけれども、茨城地方最低賃金審議会という機関で公労使の3者が適切なデータに基づき、議論を尽くして決定されています。そして、そうあるべきだと考えます。

詳細な理由については先ほど述べましたので割愛させていただきますけれども、この請願については、ひたちなか市議会から政府に意見書を提出するべきではなく、不採択にすべきだと考えます。以上です。

○井坂（章）委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○井坂（章）委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとすることに決定しました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部は退席して結構です。ご苦労様ございました。

（執行部退席）

○井坂（章）委員長 傍聴者も退席を願います。

（傍聴者退席）

○井坂（章）委員長 次に、行政調査、視察について協議したいと思います。

12月定例会の委員会において行政視察の日程及び案件について協議を行いまして、日程については5月11日から15日のうちの3日間で調整し、視察先及び案件については正副一任をいただいたところであります。

このたび正副委員長及び事務局での調整の結果、視察先及び案件が決まりましたので、ご報告いたします。

日程は、5月13日（水曜日）から5月15日（金曜日）までの3日間。視察先及び案件、5月14日（木曜日）、北海道北広島市においてボールパークを活用した観光振興についてを視察、5月15日（金曜日）、北海道小樽市においてオーバーツーリズムに対応した観光振興についてを視察。以上のような日程及び案件で調査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 よろしいですか。特に異論はない。分かりました。では、よろしくご協力のほどお願いします。

それでは、以上の内容で議長に委員の派遣承認要求をしたいと思えます。よろしく願います。

次に、調査案件に係る質問事項について協議したいと思います。委員の皆さんから何か意見などございませんか。視察先に行って質問、こういうことを聞きたいみたいなどころがあれば前もってということでもありますけれど、何かご意見あれば。

（「正副一任」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 では、一応確認しますね。

それでは、質問事項については正副委員長にお任せいただきたいと思えます。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、具体的な日程等につきましては、1か月前、1週間前に改めて通知でお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

6月定例会までに行う所管事務調査の案件について委員の皆さんから何かご意見などがあれ

ばということではありますが、何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 5月に行政視察に行きますので、6月はまた議会ですので、改めて何か入れるというのは難しいのではないかとこのように思いますが。

特になければ、そのような方向で、なしということを進めたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 それでは、次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件については正副委員長にお任せいただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付資料のフォルダに戻っていただき、閉会中の継続調査申出書(案)をお開きください。

閉会中の継続調査申し出について事務局から説明願います。折本主幹。

○折本主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といたしましては、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○井坂(章)委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出について、何かご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 ないということですね。

それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 異議なしと認め、この案のとおり閉会中の継続調査申出書を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 ないということですので、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。

午前11時6分 閉会